

# 仕様書

## 1 業務委託名

(仮称)地域の拠点づくり戦略策定業務委託

## 2 業務の目的

人口減少社会にあつて、都市の活力を維持していくためには、その影響が懸念される地域こそが魅力を高め、にぎわいを創出していく必要がある。そのため、各地域が主体となって歴史文化資源や自然、遊休財産(民間、個人が保有するものも含む。)などを活用して、新たな価値を生み出す「地域の拠点づくり」を進めていく。

今後、「地域の拠点づくり」を、スピード感を持って進めていくため、それぞれの「地域の拠点づくり」がめざす方向性やその実現に向けた具体的な内容を盛り込んだ「(仮称)地域の拠点づくり戦略」(以下「戦略」という。)を策定することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から2026年(令和8年)3月31日まで

## 4 履行場所

福山市内及び福山市が指定する場所

## 5 業務内容

戦略の策定に当たっては、次の「戦略の基本的考え方」\*の内容を踏まえ、(1)～(3)に係る業務を行う。(2)の検討に当たっては、発注者及び地域と随時、情報共有・意見交換を行いながら調整していくものとする。

受注者は本委託を実施するに当たり、発注者と十分な打合せを行うものとし、打合せ事項について後日内容が確認できるよう打合せ議事録をその都度作成し、確認を受けなければならない。また、他の官公庁及び民間企業等と打合せを行った場合についても同様とする。

### \*戦略の基本的考え方

- ・「地域の拠点づくり」は、地域が主役となって進めるものである。
- ・人口減少社会の影響が懸念される旧合併地域を中心に、「地域の拠点づくり」に取り組む。
- ・戦略は、地域住民との対話などを通じて、未来の担い手であるこどもや若者の希望も反映したものとする。
- ・2024年度(令和6年度)に実施した市長と地域住民との車座トークでの意見やにぎわい創出に主体的に取り組む地域の協議会(神辺駅・松永駅周辺における協議会など)と行政との意見交換によりまとまった地域の拠点づくりについて、その地域における住民・民間事業者等と行政の役割分担を含め、「誰が」「いつ・どうやって」「どういう状態(めざす姿)」にしていけるかを戦略に反映する。
- ・めざす姿としては、例えば、「地域への誇りを高める」「地域課題の解決」「関係人口の創出」「地

域の稼ぐ力を高める」などに表れる地域の活性化が考えられる。

・めざす姿の実現に向け、「地域の拠点づくり」の重要なポイントは次の3つである。

- ① 地域資源の活用(既存資源の「再解釈」による新たな利活用)
- ② 推進体制の確保(共有認識を持つまでのプロセス)
- ③ 持続性の確保(収益モデルの確立と次世代への引継ぎに向けた仕組みづくり)

なお、「拠点」とは、人々が集い交流することで魅力や賑わいを創出する場所であり、都市機能や心の拠り所といった新たな価値を備えた場所のことをさす。

また、「拠点づくり」とは、都市機能や心の拠り所といった新たな価値を顕在化させ、定着・発展させる取組のことをさす。

#### (1)各エリアの現状と課題・資源の整理

戦略を検討するに当たり必要な社会経済情勢、産業構造、土地利用、交通ネットワーク、自然環境、人流、インフラ等について、次の各エリアにおいて、最新の客観的なデータを基に、現状と課題、資源を整理・把握する。

- ・ 神辺エリア(神辺駅周辺のにぎわい創出、神辺駅西側の基盤整備など)
- ・ 松永エリア(松永駅周辺のにぎわい創出、松永駅北口の再生など)
- ・ 新市エリア(かわまち広場の整備など)
- ・ 沼隈エリア(道の駅アリストぬまくまの再整備、陸の道構想の推進(輛の浦しおまち海道サイクリングロード)など)
- ・ 内海エリア(海洋環境の改善、陸の道・海の道構想の推進(輛地区東西交通・交流拠点の整備)など)

#### (2)戦略に関する検討・整理

各エリアに関する調査・検討等を踏まえ、地域住民等との話し合いにより、拠点づくりに関する方針や取組の検討を支援する。また、支援に当たっては、SDGsの理念、デジタル技術の活用、若者・女性の視点、ウェルビーイング向上の観点など現在の社会問題や将来起こりうる社会的な潮流を含めること。

また、拠点づくりの取組に引き続いて、地域が自律的に活動を継続できるよう、人材育成の観点からも支援を行うこと。

##### ア 各エリアで取り組む拠点づくりについての合意形成及び意見集約

にぎわい創出に主体的に取り組む地域の協議会等との話し合いにより、拠点づくりの方向性に係る合意形成及び意見集約を支援する。

##### イ 戦略の検討

・戦略としてとりまとめる実行計画の策定

アを踏まえ、地域の拠点づくりに向け、各エリアでの定期的な話し合いにより、戦略に位置付けるべき各拠点づくりの実行計画を取りまとめる。なお、この実行計画については、概ね3～5年を目途に事業化が見込まれるものとする。

・拠点づくりの実行計画について地域と合意形成

地域の協議会等との話し合いでは、主に次の事項について合意形成を図ることとする。

- ・ 「どういう状態に」めざす姿やKPI
- ・ 「誰が」地域住民・民間事業者・行政等の役割分担
- ・ 「いつ」事業ロードマップ
- ・ 「どうやって」具体的な取組

#### ウ 関連計画の把握

地域の拠点づくりの実行計画の検討に当たっては、次の関連計画や関連施策を踏まえること。

- ・ 福山みらい創造ビジョン
- ・ 福山市地域戦略
- ・ 福山市合併建設計画
- ・ 福山市観光振興基本戦略
- ・ 福山市文化財保存活用地域計画
- ・ 福山市農林水産振興ビジョン
- ・ 福山市都市マスタープラン
- ・ 福山市立地適正化計画

### (3) 会議運営

地域の協議会等と戦略に関する情報共有・意見交換を行うための会議に関して、監督員との協議のうえ、次のア～ウの作業を行う。なお、会議形式についてはウェブ会議も活用可能とする。また、地域の協議会等との円滑な会議運営のため、住民合意形成の観点から市に対し、専門的なアドバイスを行うこと。

#### ア 会議の運営方針の提案

地域の主体性を重視した会議全体のスキーム及び各回の議題に関する提案を行う。

#### イ 会議資料の作成及び運営

会議に必要となる資料を作業の進捗状況に応じて作成するとともに、会議の運営（ファシリテーション）を行う。なお、資料はあらかじめ発注者と協議して承認を得たうえで作成すること。

#### ウ 会議への出席

当日の資料内容等について説明できる者1名以上を会議に参加させること。（5エリア計10回程度）

## 6 中間報告

5(1)～(3)の業務に関する進捗状況等を中間報告としてとりまとめ、2025年(令和7年)9月末までに発注者の事前確認を経たのちに提出すること。

## 7 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとし、電子データで提出すること。なお、受注者は、本業務終了後といえども、成果品に仕様内容に適合しないものが発見された場合には、速やかに発注者と

の協議に基づき、成果品の修正を行うものとする。これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

ア 戦略(概要版及び完成版)

5(1)～(3)の内容を基に、戦略及び概要版(A4ヨコ25ページ程度)を作成する。概要版は、本編の内容が短時間で理解できるよう工夫すること。戦略は公表することを前提に全体構成を検討し、わかりやすい資料作成、図版、イメージ図等の作成、整理等を行う。

なお、資料に使用する写真等については、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定される権利(以下「著作権」という。)上の問題が生じないよう、受注者の責任により権利者の同意を得た、又は受注者が権利を有するものとする。戦略は、A4タテ200ページ以内を想定する。(ページ数は受注者決定後、相談に応じる。)

イ 業務委託報告書

ウ その他発注者が求めるもの

- (2) 成果品の納入場所は、福山市企画財政局地域拠点形成推進部地域拠点形成推進課とする。
- (3) (1)アについては、2026年(令和8年)3月16日までに提出すること。

## 8 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は、業務従事者(以下「従事者」という。)の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本委託業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権は、全て発注者に属するものとする。
- (6) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約すること。
- (7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務について、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (10) 発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。